令和6年度 学校の部活動に係る活動方針

<u>岩泉町立岩泉中学校</u> 校長 藤 枝 昌 利

1 活動の方針

- 1 生徒が生涯にわたりスポーツ・文化芸術に親しむための、基盤づくりに努める。
- 2 成長期にある生徒の心身の健康管理(スポーツ障害・外傷の予防や、運動・食事・休養及び睡眠のバランスのとれた生活への配慮を含む。)、事故防止(活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等)及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- 3 部の顧問は、休養を適切に取ることの必要性や、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高めることを理解する。そして、休養を適切に取りつつ、限られた時間の中で効果が得られるように創意工夫をして指導を行う。
- 4 部の顧問は、生徒とコミュニケーションを十分に図りながら、生徒が体力を向上させ生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うとともに、生徒それぞれの目標を達成できるよう、適切な指導を行う。
- 5 保護者(父母会)や地域、関係機関及び関係団体等の理解・協力を得ながら、望ましい部活動の実現に向けて取り組む。
- 6 校長は町の方針に則り、毎年度、活動方針を策定・公表する。(県通知より)
- 7 部の顧問は、年間活動計画の他、毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長に 提出するとともに、生徒・保護者への情報提供を行う。(県通知より)

2 休養日・活動時間について

- ◆町の部活動休養日及び活動時間の基準より
- 1 週当たり2日以上(平日・休業日各1日以上)の部活動休養日を設ける。
- 2 1日当たりの活動時間は、平日は2時間程度、休業日は3時間程度とする。

3 活動のきまり

- ◆町の部活動休養日及び活動時間の基準をもとに
- 1 部活動を補完する活動(部活動に引き続き同じメンバーにより行われる、父母会練習・スポーツ少年団等)については、生徒の生活リズムや健康面の配慮等の理由から行わない。
- 2 長期休業中の部活動休養日及び活動時間についても、学期中に準じた扱いとする。
- 3 生徒が多様な活動を行えるよう、夏季休業等の長期休業を中心として、部活動の 長期休養期間を設ける。
- 4 休養日に大会参加等で活動した場合は、他の日に休養日を振り替える。
- 5 大会等で基準とする活動時間を上回った場合は、他の活動日で時間を調整する。

4 その他

部の顧問が作成する毎月の「活動計画」及び「活動実績」等については、なるべく教職員等の業務への負担が生じないよう考慮する。